

平成二十六年六月十八日提出
質問 第二三七号

柔軟仕上げ剤による香料公害に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

柔軟仕上げ剤による香料公害に関する質問主意書

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）によって二〇一三（平成二十五）年九月十九日報道発表された資料「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」によると、衣類等洗濯時に使用する柔軟仕上げ剤（以下「柔軟仕上げ剤」という。）のにおいに関する相談や苦情件数は年々増加しており、そのうち商品の購入者と相談者が異なっている相談の割合が多数を占める状態にある。このような、柔軟仕上げ剤の香料によって周囲への健康被害をもたらすいわゆる香料公害（以下「香料公害」という。）に関する関心が高まり、対策を求める声が増える中で、政府としての本件に関する見解及び対応策について、以下、質問する。

一 国民生活センター及びその他の政府関係機関の相談窓口に寄せられた、柔軟仕上げ剤のにおいに関する相談件数について伺いたい。現在政府の把握している最新の調査結果について、そのそれぞれの窓口における件数及びそのうち相談者とは異なる他人が使用した柔軟仕上げ剤に関する相談件数について回答を求めらる。

二 政府及び関係機関において柔軟仕上げ剤のにおいの成分が人体に与える影響についての研究調査を行っ

ているのか。行っている場合には、その調査結果について具体的に示されたい。

三 柔軟仕上げ剤は、家庭用品品質表示法の対象品目に該当しないのか。該当しない場合には、政府内において対象品目として含める検討がなされたことがあるのかどうか、及び、なぜ同品目に含めないのかについて伺いたい。

四 香料公害によって体調不良を申し出るような事例も見られることから、においが与える周囲への影響について配慮を促すような、商品の注意表示や啓発活動などが不可欠だと考えるが、政府の見解を示されたい。また、現在既に政府として行っている取組があれば具体的に示されたい。

五 香料公害に関連した規制について現在どのようなものがあるか具体的に示されたい。また、現在さらに追加若しくは新規での検討がなされている規制がある場合にはその内容について具体的に示されたい。

右質問する。